

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年7月2日

支出負担行為担当官

富山労働局総務部長 渡辺 聡

1 調達内容

- (1) 調達件名 砺波及び氷見公共職業安定所 窓口案内システム一式の更新業務
- (2) 調達件名の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 仕様書による。
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 入札金額は総価で行う。

入札参加希望者は、支出負担行為担当官から「要件証明書」に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された「要件証明書」を富山労働局で審査するものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の販売」において「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険
 - ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - ③船員保険
 - ④国民年金
 - ⑤労働者災害補償保険
 - ⑥雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止等を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (9) 「要件証明書」の審査に合格したものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒930-8509 富山県富山市神通本町1丁目5番5号
富山労働局総務部総務課会計第一係 桑名
電話 076-432-2727 FAX 076-432-6471

(2) 入札説明書等の交付方法

上記(1)の場所において交付する。また、政府電子調達(GEPS)システム(以下「電子調達システム」という。)、又は富山労働局ホームページにおいてダウンロードが可能である。

(3) 入札説明書等の交付期間

令和8年7月2日(木)から令和8年7月16日(木)まで

(4) 入札説明会の日時及び場所

実施しない。ただし、入札金額の積算にあたっては、別添仕様書12(1)に記載のとおり、現地確認を行うこと。

(5) 入札参加申込関係書類等の提出期限

令和8年7月17日(金)17時15分までに、入札説明書に定める書類を上記(1)に提出すること。なお、紙入札方式により提出する場合は、原則、郵送又は持参によることとし、郵送の場合、上記(1)宛てに入札参加申込関係書類の提出期限までに到着するよう送付しなければならない。

(6) 入札書の受領期限

令和8年7月24日(金)14時00分

(7) 開札の日時及び場所

令和8年7月24日(金)14時05分 富山労働総合庁舎5階 小会議室504

紙により入札書を提出した場合は、開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

4 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面で申し出た場合に限り、紙入札方式によることができる。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

契約書類の授受は電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式によることができる。

(6) 押印の省略(契約書以外)

提出される入札書等の契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(7) 落札者の決定方法

「要件証明書」を提出し審査に合格した者のうち、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他 詳細は入札説明書による。

砺波及び氷見公共職業安定所
窓口案内システム一式の更新業務

入札説明書

令和8年7月

富山労働局総務部総務課

入札関係書類受領書

(電子入札・紙入札共通)

【 提 出 先 】

富山労働局総務部総務課 会計第一係 行

E-mail : kaikei-toyamakyoku.a15(★)mhlw.go.jp

※メールで提出の場合は、(★)を@に変更してください

FAX : 076-432-6471

〒930-8509 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階
(TEL 076-432-2727)

入札案件名	砺波及び氷見公共職業安定所 窓口案内システム一式の更新業務
-------	----------------------------------

受領日 (ダウンロード日)	令和 年 月 日	
事業所名所		
事業所所在地		
担当者名		
TEL番号		
FAX番号		
メールアドレス		
入札参加方式	<input type="checkbox"/> 電子調達システム	<input type="checkbox"/> 紙入札

(注1) 入札関係書類をホームページからダウンロードした場合は、本票に記載のうえ、上記の提出先へメール、FAXもしくは郵送でご提出ください。

(注2) 本受領書は、仕様書の変更案内や各種ご連絡の際に使用します。

(注3) 本票を提出した後、入札参加を辞退する場合は、特に手続きは必要ありませんが、後日、辞退の理由をお伺いする場合があります。

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者。」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 調達件名 | 砺波及び氷見公共職業安定所 窓口案内システム一式の更新業務 |
| (2) 調達件名の仕様等 | 仕様書による。 |
| (3) 納入期限 | 仕様書による。 |
| (4) 納入場所 | 仕様書による。 |

2 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

また、入札参加希望者は、支出負担行為担当官から「要件証明書」に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された「要件証明書」は富山労働局で審査するものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

入札参加者は、この入札説明書、仕様書を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において関係書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書を提出した後においては、関係書類についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (1) 入札金額は、業務の履行に要する一切の諸経費を含め見積もるものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（※入札書に記載する金額には消費税を含めないこと。）

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険
 - ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③船員保険
 - ④国民年金
 - ⑤労働者災害補償保険
 - ⑥雇用保険

注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべ

- き日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
 - (7) 厚生労働省から指名停止等を受けている期間中の者でないこと。
 - (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
 - (9) 「要件証明書」の審査に合格したものであること。

4 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び本入札に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒930-8509 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階
富山労働局総務部総務課会計第一係 桑名
電話 076-432-2727 FAX 076-432-6471

(2) 入札説明書等の交付方法

上記(1)の場所において交付する。また、政府電子調達(GEPS)システム(以下「電子調達システム」という。)、又は富山労働局ホームページにおいてダウンロードが可能である。

(3) 入札説明書等の交付期間

令和8年7月2日(木)から令和8年7月16日(木)まで
(土日祝を除く8時30分から12時、13時から17時)

5 入札説明会の日時及び場所

実施しない。ただし、入札金額の積算にあたっては、別添仕様書12(1)に記載のとおり、現地確認を行うこと。

6 入札参加申込関係書類の提出期限並びに場所等

入札参加者は、下記(1)入札参加申込関係書類に定める書類一式を作成し、下記(2)に定める期限までに提出しなければならない。

入札参加申込関係書類等の提出は政府電子調達(GEPS)システム(以下「電子調達システム」という。)により行う。ただし紙による入札を希望する者は、原則として上記4(1)の場所へ郵送(簡易書留に限る。)又は持参する。郵送の場合、下記(2)に定める入札参加申込関係書類の提出期限までに到着するよう送付しなければならない。未着の場合、その責任は入札参加者に属するものとする。また、封筒に「**砺波及び氷見公共職業安定所 窓口案内システム一式の更新業務に係る入札参加申込関係書類在中**」と記載すること。

(1) 入札参加申込関係書類の提出

- ① 様式1 入札参加申込書
- ② 様式2 誓約書
- ③ 役員名簿 ※様式2添付書類
- ④ 競争参加資格審査結果通知書の写し
- ⑤ 様式4 委任状(代理人による入札参加者のみ)
- ⑥ 様式5 電子入札案件の紙入札方式での参加申請書(紙入札による入札参加者のみ)

- ⑦ 様式7 紙契約方式承諾願（落札後、紙契約を希望する参加者のみ）
 - ⑧ 様式8 要件証明書
 - ⑨ 任意様式 定価見積書（砺波公共職業安定所と氷見公共職業安定所それぞれの見積書を作成すること。各機器の定価及び工事費等を分けて記載すること。）
 - ⑩ ⑧記載の要件を満たすことが確認できるカタログ等の資料
- (2) 入札参加申込関係書類の提出期限
令和8年7月17日（金）17時15分まで
- (3) その他
- ア 提出書類の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された書類は返却しない。
 - エ 提出期限以降における申込書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - オ 電子調達システムにより提出する場合は、Word、Excel 又は PDF 形式で作成するものとする。
 - カ 開札日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - キ 提出された「要件証明書」は富山労働局で審査するものとし、審査の結果、仕様書の要件を満たした者が提出した入札書のみを落札決定の対象とする。
要件証明書の可否については、開札日の前日までに入札者に連絡し、不合格となった要件証明書を提出した者については、理由を付して通知するものとする。

7 質問票の提出等

この入札説明書及び仕様書等に関する質問がある場合は、以下のとおり受け付けることとする。

- (1) 質問票の提出
質問票様式6又はこれに準じた内容の書類を作成し提出すること。
- ① 受付期間
令和8年7月2日（木）から令和8年7月10日（金）17時15分まで（必着）
 - ② 提出場所
上記4（1）の場所に同じ。
メール、郵送又はFAXによる提出とし、上記期限必着とする。
- (2) 質問票に対する回答
質問内容及び回答は、富山労働局ホームページにおいて公開する。

8 入札書の提出場所等

- (1) 提出方法
入札書等は、次のいずれかの方法により提出しなければならない。
- ア 電子調達システムによる入札を行う場合
電子調達システムにて、令和8年7月24日（金）14時00分までに到着するように提出すること。なお、電子調達システムにより入札する場合は、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。

イ 紙による入札を行う場合

入札書は様式3の様式にて作成し、令和8年7月24日（金）14時00分までに下記9（1）イの場所へ持参すること。入札書は封筒に入れ封緘し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 富山労働局総務部長と記載）及び「令和8年7月24日開札 砺波及び氷見公共職業安定所 窓口案内システム一式の更新業務 入札書在中 第〇回目」と朱書きしなければならない。

電報、メール、FAX、電話その他の方法による入札は認めない。

(2) 無効の入札

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者の入札書

イ 入札書の提出期限内に到達しなかった入札書

ウ 入札条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

エ 国の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しない時又は資格を有すると認められなかった入札書

オ 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札書

カ 入札書の記載金額を加除訂正した入札書

キ 入札書に入札者又はその代理人の記名がない入札書

ク 入札保証金の納付を必要とする入札について、入札保証金の納付額が不足する者の入札書、又は入札保証金の免除を受けなかった者の入札書

ケ 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札書を提出した場合の入札書

コ 代理人が2人以上の入札者の代理をした入札書

サ 無権代理人がした入札書

シ 暴力団に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することになった者の入札書

ス 社会保険・労働保険料の滞納がない旨の申立書及び領収書写しを提出せず、又は虚偽の申し立てをし、若しくは申立書に定める義務を履行しなかった者の入札書

セ 厚生労働省所管法令違反等に関する誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することになった者の入札書

ソ その他入札に関し不正行為があった者の入札書

(3) 入札の延期

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(4) 代理人による入札

ア 代理人が電子調達システムにより入札をする場合（ICカード取得者が代表者でない場合）には、当該システムで定める委任の手續を終了しておかなければならない。また、様式4による委任状を上記（1）の期限までに、上記4（1）の場所へ紙により提出すること。なお、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

イ 代理人が紙により入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入（外国人の署名を含む）するとともに、入札時までに様式4による委任状を提出しなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

9 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年7月24日（金）14時05分

イ 場所 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階
富山労働局 小会議室504

(2) 開札手続等

ア 電子調達システムにより入札書を提出した場合は、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

イ 紙により入札書を提出した場合は、開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。なお、開札場への入室は原則として1社につき1名とする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない当局の職員を立ち合わせて行う。

① 入札者又はその代理人は、開札場に入場するときは、入札関係職員の求めに応じ、入札権限に関する委任状（様式4）及び身分証明書を提出又は提示しなければならない。

② 入札者又はその代理人は開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

10 再度入札の取扱

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

再度の入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者に限る。再度の入札の回数は、原則として2回を超えないものとする。（※すなわち入札の上限回数は3回までである。）

11 落札者の決定

(1) 「要件証明書」の審査に合格した者で、有効な入札書を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき者が2人以上あるときは、電子調達システムにおいて「電子くじ」を実施し、落札者を決定するものとする。紙による入札者等又はその代理人等は、紙で入札書を提出する際に、電子くじ番号（任意の3桁の数字とする。空欄で提出した場合は、競争参加資格業者コード番号の末尾3桁とする。）を併せて記載するものとする。なお、紙による入札のみの場合には、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

入札者又はその代理人が直接くじを引けないとき、またはくじを引かない者があるときは、本件入札事務に関係のない当局の職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

(3) 落札者を決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭により通知するとともに、電子調達システム及び当局ホームページにて落札結果

を公表するものとする。

1.2 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約を締結するものとする。
契約手続に係る書類の授受は電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官に書面で承諾を得て紙契約方式によることができる。
- (2) 契約条項 別添契約書（案）のとおり

1.3 その他

- (1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 支払い条件
別添「契約書（案）」による。
- (4) 押印の省略（契約書以外）
提出される入札書等の契約関係書類については、事業者としての決定であること。
また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。
- (5) 人権尊重への取り組み
入札参加者は、入札書の提出（G E P Sの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (6) その他
落札者は、落札決定後、速やかに入札書の内訳書（任意様式）及び、直近2年間の保険料納付の写しを提出すること。また、入札参加者は、提出した入札書の内訳書（任意様式）の提出を当局より求められた場合には、速やかに提出することについて承知すること。

1.4 電子調達システムの利用

電子調達システムを利用するためには、環境の準備、電子証明書の取得、政府電子調達（G E P S）及び調達ポータルへの利用者登録が必要である。詳細については、以下ポータルサイトを確認のこと。

政府電子調達（G E P S）・調達ポータル

URL <https://www.p-portal.go.jp/>

※ヘルプデスク

0570-000-683（ナビダイヤル）

入札参加申込書

(電子入札・紙入札共通様式)

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加について、会計法令、入札説明書を承諾のうえ入札参加を申し込みます。

なお、この申込書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることとなっても異議はありません。

記

- 1 入札案件名 「砺波及び氷見公共職業安定所 窓口案内システム一式の更新業務」

- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない。
 - (2) 直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てる。また、当該保険料の納付事実を確認するための関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約する。
 - (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していない。
 - (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる。
 - (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でない。
 - (6) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていない。
 - (7) 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守する。
 - (8) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告することを誓約する。
 - (9) 前記（5）から（8）について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様の対応を行う。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

誓約書

当社（私）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、必要に応じて、役員等の氏名及び生年月日が明らかとなる資料の提出を求められ、また当該個人情報を警察に提供することがあることについて了承します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用などしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威圧を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

第__回

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

入札者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

下記のとおり、会計法令、入札説明書等を承諾のうえ入札します。

記

入札案件名 「砺波及び氷見公共職業安定所 窓口案内システム一式の更新業務」

入札金額 金 _____ 円

(消費税及び地方消費税は含まない。)

電子くじ番号			
--------	--	--	--

※任意の3桁の数字を記載すること。

委任状

(電子入札・紙入札共通様式)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

今般(代理人氏名) _____ を代理人と定め、下記事項の入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

記

入札案件名 「砺波及び氷見公共職業安定所 窓口案内システム一式の更新業務」

電子入札案件の紙入札方式での参加申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加を申請いたします。

記

- 1 入札案件名
「砺波及び氷見公共職業安定所 窓口案内システム一式の更新業務」
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

質 問 票

令和8年7月10日（金）17時15分締切

入札案件名	砺波及び氷見公共職業安定所 窓口案内システム一式の更新業務				
事業所名		担当者名			
電話番号		電子メールアドレス			
(質問内容)					
(回 答)					
受付日		回答日		回答者名	
(備 考)					

※閲覧に供する際は、質問事業所名等は公表されません。

紙契約方式承諾願

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用しての契約ができないため、紙契約方式での手続きをいたします。

記

1 入札案件名

「砺波及び氷見公共職業安定所 窓口案内システム一式の更新業務」

上記について承諾します。

令和 年 月 日

殿

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長

要件証明書

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

「砺波及び氷見公共職業安定所 窓口案内システム一式の更新業務」に係る入札について、下記のとおり相違ないことを証明します。

1 機器の要件

	仕様	適否	備考
発券機	操作方法はタッチパネルであり、タッチパネルは20～22インチ程度であること	適・否	(インチ)
	10業務以上に対応し、同一番号にて2枚以上の発券が可能であること	適・否	
	ディスプレイ部分には、各業務別にカード発券時点での待ち人数を表示できること	適・否	
	業務数や業務名称、バックグラウンド画面の変更などを任意に設定できること	適・否	
	専用の感熱式プリンタと連動し、番号カードを発券できること	適・否	
	発券した番号カードには、受付番号（3桁以上）のほか、任意に設定した文章が印字できること	適・否	
	受付番号は1～999までの間において、業務ごとに開始番号を設定し、一定の番号に到達した時点でループするものであること	適・否	
	発券枚数、ディスプレイ表示、番号カードの印字内容を安定所職員で変更できること	適・否	
	各業務の発券日及び時間帯ごとの発券数を記録し、日報などのデータ集計機能を有すること。CSVなどの形式でデータ出力が可能なこと	適・否	
盗難防止装置（ワイヤー等）が施されていること	適・否		
小型発券機	操作方法はタッチパネルであり、タッチパネルは13インチ程度であること	適・否	(インチ)
	上記「発券機」と同様の機能を有すること	適・否	
集合型表示器 (天吊り)	ディスプレイサイズは50インチ程度であること	適・否	(インチ)
	各発券機から発券されるすべての業務の待ち人数等の一覧表示ができること	適・否	
	表示内容を任意に設定できる多機能表示のものであり、設定等は安定所職員が変更できること	適・否	
	窓口操作器からの番号呼出操作に連動して、どの受付番号がどの窓口に呼び出されたのかを、一定時間大きく表示できること	適・否	
	天井構造にあった工法により設置し落下防止策を講じること	適・否	
	表示用のPC等を別途設置する必要がある場合は、安定所担当者や打ち合わせのうえ、設置場所を決定し、盗難防止装置（ワイヤー等）を施すこと	適・否	・ 設置不要
音声スピーカー	集合型表示器の呼出番号表示と連動して、呼出窓口名、呼出番号等を音声によりアナウンスすること	適・否	
	待合室全体に音声が届く出力があること	適・否	
	待合場所の着座位置の違いによる音量の差を小さくするため、2方向以上に設置する等の対策を講じること	適・否	
	音量調整機能付きであり、安定所職員が容易に操作できること	適・否	
	天井又は柱の天井付近に固定し、落下防止策を講じること	適・否	
窓口操作器（呼出端末）	操作器は片手で持てる大きさと軽量なものであること	適・否	(インチ)
	操作方法はタッチパネルであること	適・否	
	表示ディスプレイ部分は設定した複数の業務の受付番号や待ち人数が表示され、表示する業務は安定所職員が任意に変更できること	適・否	
	操作器は特定の窓口番号のみに使用を限定するものでなく、使用する窓口番号が任意に選択できること	適・否	
	いずれの操作器からも、同一系統のすべての業務の呼出・再呼出・取消処理ができること	適・否	
	接続方式は無線接続であること	適・否	
	盗難防止装置（ワイヤー等）が施されていること	適・否	
操作器はバッテリー非搭載でACアダプターを介した給電を行うタイプであること	適・否		

	仕様	適否	備考
発券機	操作方法はタッチパネルであり、タッチパネルは20～22インチ程度であること	適・否	(インチ)
	10業務以上に対応し、同一番号にて2枚以上の発券が可能であること	適・否	
	ディスプレイ部分には、業務別にカード発券時点での待ち人数を表示できること	適・否	
	業務数や業務名称、バックグラウンド画面の変更などを任意に設定できること	適・否	
	専用の感熱式プリンタと連動し、番号カードを発券できること	適・否	
	発券した番号カードには、受付番号（3桁以上）のほか、任意に設定した文章が印字できること	適・否	
	受付番号は1～999までの間において、業務ごとに開始番号を設定し、一定の番号に到達した時点でループするものであること	適・否	
	発券枚数、ディスプレイ表示、番号カードの印字内容を安定所職員で変更できること	適・否	
	各業務の発券日及び時間帯ごとの発券数を記録し、日報などのデータ集計機能を有すること。CSVなどの形式でデータ出力が可能なこと	適・否	
盗難防止装置（ワイヤー等）が施されていること	適・否		
小型発券機	操作方法はタッチパネルであり、タッチパネルは13～17インチ程度であること	適・否	(インチ)
	上記「発券機」と同様の機能を有すること	適・否	
集合型表示器 (壁掛け) ※1階系統	ディスプレイサイズは40インチ程度であること	適・否	(インチ)
	各発券機から発券されるすべての業務の待ち人数等の一覧表示ができること	適・否	
	表示内容を任意に設定できる多機能表示のものであり、設定等は安定所職員が変更できること	適・否	
	窓口操作器からの番号呼出操作に連動して、どの受付番号がどの窓口に呼び出されたのかを、一定時間大きく表示できること	適・否	
	壁に固定し落下防止策を講じること	適・否	
	表示用のPC等を別途設置する必要がある場合は、安定所担当者と打ち合わせのうえ、設置場所を決定し、盗難防止装置（ワイヤー等）を施すこと	適・否	・ 設置不要
集合型表示器 (天吊り) ※2階系統	ディスプレイサイズは40インチ程度であること	適・否	(インチ)
	集合型表示器の呼出番号表示と連動して、呼出窓口名、呼出番号等を音声によりアナウンスすること	適・否	
	音量調整機能付きであること	適・否	
	各発券機から発券されるすべての業務の待ち人数等の一覧表示ができること	適・否	
	表示内容を任意に設定できる多機能表示のものであり、設定等は安定所職員が変更できること	適・否	
	窓口操作器からの番号呼出操作に連動して、どの受付番号がどの窓口に呼び出されたのかを、一定時間大きく表示できること	適・否	
	天井構造にあった工法により設置し落下防止策を講じること	適・否	
表示用のPC等を別途設置する必要がある場合は、安定所担当者と打ち合わせのうえ、設置場所を決定し、盗難防止装置（ワイヤー等）を施すこと	適・否	・ 設置不要	
窓口（個別）表示器	両面表示タイプであること	適・否	
	前面には受付番号（3桁以上）及び窓口番号が同時に表示できること	適・否	
	背面には設定した業務の待ち人数が表示できること	適・否	
	窓口操作器での呼出操作に連動して、設定したブロックの窓口（個別）表示器から表示および音声による呼出が可能であること。	適・否	
	音量調整機能付きであること	適・否	
	設置はポールによる天吊り又は机上ポール立ち上げであり、十分な強度があること	適・否	
窓口操作器（呼出端末）	操作器は片手で持てる大きさと軽量なものであること	適・否	(インチ)
	操作方法はタッチパネルであること	適・否	
	表示ディスプレイ部分は設定した複数の業務の受付番号や待ち人数が表示され、表示する業務は安定所職員が任意に変更できること	適・否	
	操作器は特定の窓口番号のみに使用を限定するものでなく、使用する窓口番号が任意に選択できること	適・否	
	いずれの操作器からも、同一系統のすべての業務の呼出・再呼出・取消処理ができること	適・否	
	接続方式は無線接続であること	適・否	
	盗難防止装置（ワイヤー等）が施されていること	適・否	
	操作器はバッテリー非搭載でACアダプターを介した給電を行うタイプであること	適・否	

氷見公共職業安定所

2 作業方法、アフターケア等に関する事項

	仕様	可否	備考
専用消耗品	機器の納品と同時に、発券機で使用する専用ロール紙（白色、砺波所3万枚相当分、氷見所1階2階各3万枚相当分）も併せて納品すること	可・否	
留意事項等	すべての機器について据付、接続、配線、現地調整、ソフトウェアのインストール、導入時の設定作業等の付帯作業まで行い、発券機、表示器及び窓口操作器が連動し、窓口案内システムとして正常に稼動するよう適切に処置すること	可・否	
	各機器について耐震、盗難防止などの対策を講じること	可・否	
	無線接続による機器については、外部からの不正アクセスや通信内容が傍受されないことがないよう、無線アクセスポイントと通信を行う機器間とのセキュリティ対策を十分に講じること	可・否	
	端末の操作に即座に反応するように通信速度を確保し、接続が不安定にならないよう適切な対策を講じること	可・否	
	来所者が使用する携帯端末や安定所内外の無線機器に障害を与えないように配慮すること	可・否	
	導入時の各種設定内容（業務数、表示・印字内容等）については、安定所担当者と打合せのうえ決定すること	可・否	
	砺波所1階（一部2階）及び氷見所1階・2階に設置された既存の窓口案内システムに係る機器類は、すべて撤去することとし、業者において適法に廃棄処分すること。また、撤去後の床面、天井及び壁面などの修復も行うこと	可・否	
	庁舎レイアウト変更の必要が生じた場合に、機器の移設や発券機、窓口操作器等の追加に対応できること	可・否	
	石綿障害予防規則に基づき事前調査を実施し、施工前に石綿等使用の有無に係る「事前調査結果報告書」を発注者及び関係官署へ提出すること	可・否	
	入札に参加を希望する場合は、必ず事前に納入場所の現地調査を行い、電源の確保や配線処理及び機器の設置方法の確認を行うこと	可・否	
操作説明等	窓口案内システム各機器の基本操作、設定変更方法、故障時の対応などの操作手順を記載したマニュアルを提供し、操作説明を十分に行うこと（安定所担当者の要望に応じて、関係職員に対する操作説明会等を行うこと。）	可・否	
	システム稼働初日において、技術員を午前8時30分から12時頃まで納入場所に常駐させ不具合等に備えること	可・否	
	仕様	可否	備考
アフターケア	不具合発生時の窓口を契約業者に一本化することとし、1時間以内に初期対応ができる体制が確保されていること（電話やリモート操作での対応可）	可・否	
	電話対応等により不具合が解消しない場合は、発注者の指示により、当日又は翌開庁日までに技術員の派遣が可能であること	可・否	(派遣拠点: 市)
	設置後、1年以内（但し、メーカー保証のある場合は当該保証期間）に使用者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、機器等に不具合が生じた場合は、原因を調査するとともに無償で修理又は交換を行うこと	可・否	

<作成要領>

- ・納入しようとする機器等について、それぞれの要件を満たしているか確認のうえ、記載すること。
- ・「適・否」「可・否」については、該当する方を○で囲むか、不要な文字を削除し、「適」「可」のように記載すること。
- ・備考については、適宜、参考となる情報を記載すること。
- ・要件を満たすことが確認できるカタログ等の資料を添付すること。



利用開始方法

🖥️ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>

政府電子調達(GEPS)を利用するには、「初めてご利用になる方へ」(上記URL)をご覧ください、STEP1～STEP3までの手順を実施していただく必要があります。

STEP 1 全省庁統一資格の取得

入札に必要な資格を取得します。
調達ポータルで取得できる資格は「物品・役務(全省庁統一資格)」の区分のものです。
全省庁統一資格を取得すると、各省庁における物品・役務の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札に参加できるようになります。
※簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格を取得する必要があります。

STEP 2 電子証明書の取得

調達ポータルでは電子証明書を利用した認証を行っています。
法人・個人事業主等、組織に所属する代表者等名義の電子証明書をご準備ください。(詳細は各認証局へお問い合わせください。)
電子証明書は「初めてご利用になる方へ」に記載の対応認証局で取得できます。(取得に必要な手続き等は、各認証局のホームページをご確認ください。)
個人事業主または電子委任状を登録済の代理人のみ、電子証明書を取得しなくてもマイナンバーカードが利用できます。
(一部の機能は電子証明書がなくても利用できます。)

STEP 3 環境設定・利用者登録

- **パソコンのセットアップ**
お使いのパソコンにプラグイン等をインストールして、ブラウザを設定します。
「初めてご利用になる方へ」の操作マニュアルに従って設定してください。
- **利用者登録**
調達ポータルに利用者を登録します。
調達ポータルを初めて利用するためには、組織に所属する代表者(代表取締役社長等)の利用者登録が必要です。
また、電子委任状を登録済みの代理人の場合は、代表者なしで利用者登録が可能です。

お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

🖥️ <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

●調達ポータル・電子調達システムに関するお問い合わせ

ナビダイヤル ☎️ 0570-000-683

IP電話等 ☎️ 03-4332-7803

受付時間:平日 9時00分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。
その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

●統一資格に関するお問い合わせ(全省庁統一資格事務処理センター)

IP電話等 ☎️ 03-5511-1155

受付時間:平日 9時30分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。
FAX、メールでのお問合せは受付けておりません。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



ジープス

政府電子調達(GEPS)

便利でお得 調達手続きは「GEPS」

調達情報の確認、入札、契約、請求等を、
インターネットを利用して行うことができます。

GEPSは
調達ポータルに
統合され、
さらに便利に
なりました。



ワンストップ対応



印鑑不要



郵送料削減



書類保管費削減



印紙税不要



24時間365日利用



詳細はポータルサイトをご覧ください

調達ポータル

検索





本システムについて

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/outline.html>

本システムは、調達案件の検索、電子入札・契約等の一連の手続きをオンラインで行うことができる府省庁共通のシステムです。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、検察庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、中小企業庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

対象契約

「物品役務」および「一部の公共事業」の調達における入札・開札、契約、受注、納入検査、請求などの調達手続きに係る一連の業務が対象となります。

なお、以下の業務は対象外です。

● 物品役務のうち特殊なもの

政府所有米麦等の業務／在外公館等海外における業務／無償による物品・役務／防衛省の装備品等特殊なもの

● 本格的な公共事業

競争参加資格審査において客観的事項（経営規模、経営状況等）のほか、発注者が独自に主観的事項（工事実績、総合評価の技術評価点等）の審査等を行う事業。当該業務を使う主な発注者は次のとおり。

内閣府沖縄総合事務局開発建設部／文部科学省大臣官房文教施設企画部／農林水産省地方農政局／国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局／防衛省装備施設本部、地方防衛局（施設部門に限る）



ご利用のメリット

政府調達の一連の業務をワンストップでできる！



ワンストップで手続き可能

全省庁統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。



移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。



常時利用可能*

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

※システムメンテナンス時を除きます。



書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。



印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。



印鑑が不要*

電子署名により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。
※法令で義務のある場合を除きます。

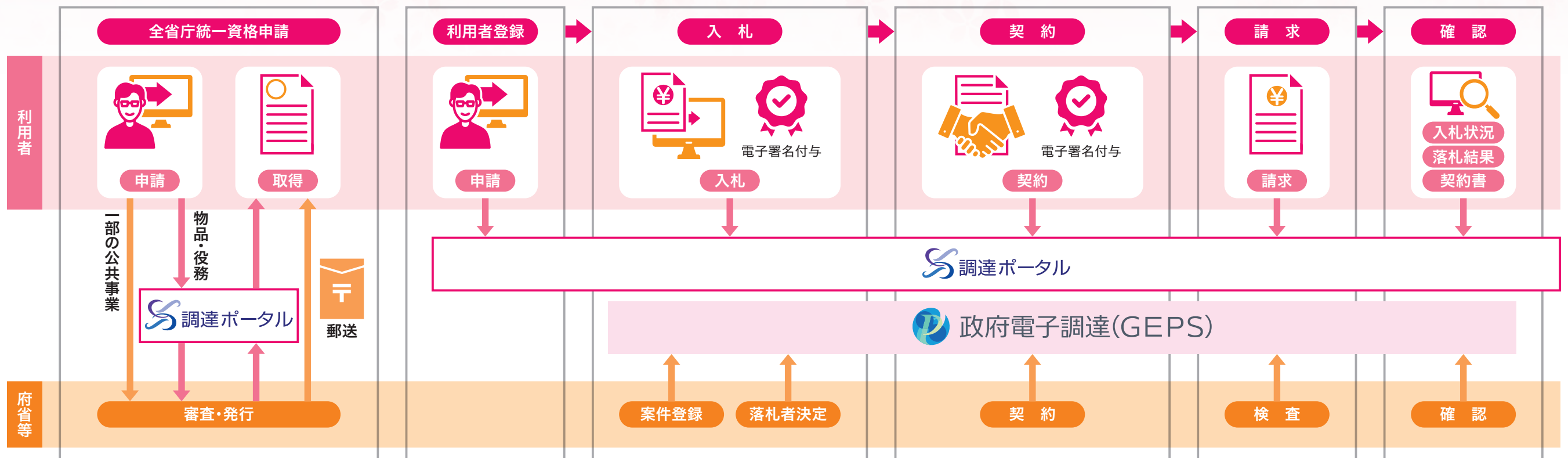


全省庁統一資格申請から入札・契約・請求・確認までの流れ

全省庁統一資格申請から入札、契約、請求までワンストップでできます。

なお、調達ポータルからは、全省庁統一資格の申請が可能です。

ただし、簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格が必要です。



契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 富山労働局総務部長 渡辺 聡 (以下「甲」という。)と*****
***** (以下「乙」という。)は、下記の件について次の条項により契約を締結する。

なお、現品を甲の指定する場所に納入 (搬入の場合も含む。以下同じ。)するまでに要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 砺波及び氷見公共職業安定所 窓口案内システム一式の更新業務

契約金額 金*****円 (うち消費税及び地方消費税額金*****円)
(消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに
地方税法第 72 条の 82 及び 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。)

契約保証金 免除

(信義誠実の原則)

第 1 条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

(納入場所及び期限)

第 2 条 現品の納入場所及び納入期限は、次のとおりとする。

納入場所 別添仕様書に記載のとおり

納入期限 別添仕様書に記載のとおり

(納入検査)

第 3 条 乙は、現品を納入しようとするときは、甲の指定する検査職員に報告するとともに、あらかじめ希望日時、場所、品名、数量等の必要事項を通知し、検査を受けなければならない。

2 甲は、前項により納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を実施するものとする。

3 納入現品は、全て甲の指示 (仕様書等) のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

4 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(所有権の移転及び危険負担)

第 4 条 納入現品の所有権は、甲が、検査の結果、合格品と認め、検印を押捺し、合格品を受領し、乙にその受領証を交付したときに移転する。

2 所有権移転前に生じた現品の亡失・毀損その他一切の責任は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。

3 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責めに帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(不合格品引取)

第5条 乙は、検査の結果不合格となったときは、甲が指定する期限までに、現品を撤去しなければならない。

2 甲は、前項の期限経過後、乙の負担において、その現品を他の場所に運搬し、第三者に保管を託すことができる。

(納期の有償延期)

第6条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(納期の無償延期)

第7条 乙は、天災地変その他自己の責めに帰し難い事由により納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めるときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(再委託)

第8条 乙は、業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再受託者の行為について全ての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再受託者と約定しなければならない。

4 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。)を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。

5 乙は、再委託先を変更する場合は、様式2により甲に再委託に係る変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第9条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を様式3

により甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更
- (2) 事業参加者の住所のみの変更
- (3) 契約金額のみの変更

3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(遅滞料)

第10条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第11条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 第6条及び第7条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。
- (2) 乙の都合により乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (3) 乙の責めに帰する事由により完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
- (5) 第25条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第13条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第7条の9第1項、第2項若しくは第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
- (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項第1号、第2号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第7条の9第1項、第2項又は第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき(独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)

- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項又は第2項の規定による納付命令（独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
 - (2) 当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第12条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第15条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約金額の支払)

第16条 乙は、第3条に規定する検査を受け、これに合格した場合は支払請求書を作成し、甲の会計機関である官署支出官富山労働局長（以下「官署支出官」という。）へ提出するものとする。

2 官署支出官は、乙より適法な支払請求書を受領した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第17条 官署支出官は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（円未満端数切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（4）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第21条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受

託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 22 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 23 条 甲は、第 11 条第 2 項、同条第 3 項、第 19 条、第 20 条、前条第 2 項及び第 26 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 11 条第 2 項、同条第 3 項、第 19 条、第 20 条、前条第 2 項及び第 26 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 24 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保持)

第 25 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(納入物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第 26 条 甲は、第 3 条に規定する納入検査に合格した納入物を受領した後において、当該納入物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から 1 年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第 2 号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第 1 号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。

(2) 直ちに代金の減額を行うこと。

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解

除を行うことができる。

- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(事情変更)

第27条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。

- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第28条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第29条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第11条第2項、第12条、第14条、第15条、第17条、第21条、第23条、第25条、第26条、前条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和*年**月**日

甲 富山県富山市神通本町1丁目5番5号
支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 渡辺 聡

乙 * * * * *
* * * * *
* * * * * * * * *

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

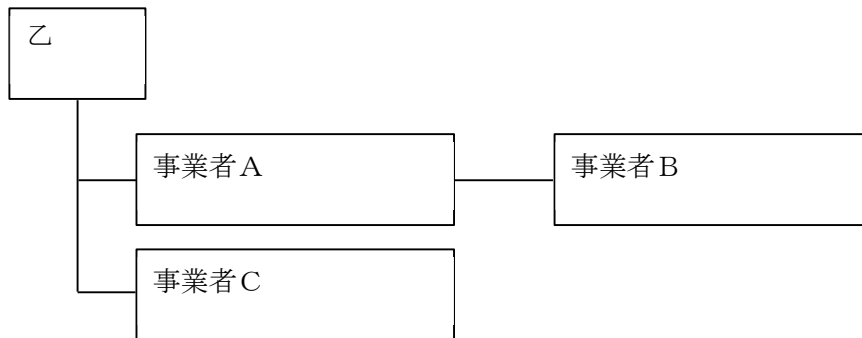
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業者名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



(様式4)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

仕 様 書

1 件名

砺波及び氷見公共職業安定所 窓口案内システム一式の更新業務

2 履行場所

①砺波公共職業安定所（砺波市太郎丸1-2-5） EV無

担当：庶務課 奥村、前田（0763-32-2914）

②氷見公共職業安定所（氷見市朝日丘9-17） EV無

担当：管理課 齋藤、東（0766-74-0445）

3 履行期限

契約締結の日から令和8年12月28日（月）まで

ただし、9月以降に各安定所のレイアウト変更を実施予定のため、レイアウト変更後に窓口案内システム更新業務を実施予定であることを了承すること。

4 システム構成

各窓口へのスムーズな誘導のため、以下のシステム構成により、来所者の利用目的別に受付番号を発券し、各窓口からの番号呼出操作に連動して、受付番号と窓口番号を表示器による表示及び音声（チャイムのみ不可）により案内を行うシステムであること。

氷見公共職業安定所においては、2系統のシステムを要し、各系統内の機器は全て連携されるものとするが、系統間の連携は不要である。

<砺波公共職業安定所>

機器名	台数	備考
発券機(20～22インチ程度)	1	感熱式プリンタを含む
小型発券機(13インチ程度)	2	小型発券機A（1階）、B（2階）
集合型表示器(天吊り)(50インチ程度)	1	音声無し、映像出力用のPC等を含む
音声スピーカー	一式	
窓口操作器(呼出端末)	17	窓口2～17、総合受付
感熱ロール紙	一式	白色 3万枚相当分

<氷見公共職業安定所>※系統間連携不要

機器名	台数		備考
	1階系統	2階系統	
発券機(20～22インチ程度)	1	-	来所者操作用 感熱式プリンタを含む
小型発券機(13～17インチ程度)	-	1	来所者操作用 感熱式プリンタを含む
集合型表示器(天吊り)(40インチ程度)	-	1	音声有り、映像出力用のPC等を含む

集合型表示器(壁掛け)(40インチ程度)	1	-	音声無し、映像出力用のPC等を含む
個別呼出番号表示器	4	-	天吊り又は机上ポール立ち上げ
窓口操作器(呼出端末)	10	5	
感熱ロール紙	一式	一式	白色 1階・2階各3万枚相当分

※設置場所は、別紙「レイアウト図」のとおり。

5 砺波公共職業安定所の機器仕様

(1) 発券機 (感熱式プリンタを含む)

- ①操作方法はタッチパネルであり、タッチパネルは20～22インチ程度であること。
- ②10業務以上に対応し、同一番号にて2枚以上の発券が可能であること。
- ③ディスプレイ部分には、各業務別にカード発券時点での待ち人数を表示できること。また、業務数や業務名称、バックグラウンド画面の変更などを任意に設定できる多機能表示のものであること。
- ④専用の感熱式プリンタと連動し、番号カードを発券できること。
(発券機と感熱式プリンタが一体化したもので可)
- ⑤発券した番号カードには、受付番号(3桁以上)のほか、任意に設定した文章が印字できること。また、受付番号は1～999までの間において、業務ごとに開始番号を設定し、一定の番号に到達した時点でループするものであること。
- ⑥発券枚数、ディスプレイ表示、番号カードの印字内容を安定所職員で変更できること。
- ⑦各業務の発券日及び時間帯ごとの発券数を記録し、日報などのデータ集計機能を有すること。CSVなどの形式でデータ出力が可能なこと。
- ⑧接続方式は無線接続又は有線接続いずれも可とする。
- ⑨盗難防止装置(ワイヤー等)が施されていること。
- ⑩設置台は現在使用中の台をそのまま使用することを原則とするが、必要に応じて設置台を付属すること。転落防止、落下防止の措置を講じること。

(2) 小型発券機 (感熱式プリンタを含む)

- ①操作方法はタッチパネルであり、タッチパネルは13インチ程度であること。

※上記以外は(1)発券機の仕様と同じ。

(3) 集合型表示器 (天吊り)

- ①ディスプレイサイズは50インチ程度であり、音声アナウンス無しであること。
- ②系統内の各発券機から発券される全ての業務の待ち人数等の一覧表示ができること。また、表示内容を任意に設定できる多機能表示のものであり、設定等は安定所職員が変更できること。
- ③系統内の窓口操作器からの番号呼出操作に連動して、どの受付番号がどの窓口呼び出されたのかを、一定時間大きく表示できること。
- ④設置は、天吊りとし、天井構造にあった工法により適切な設置を行い、落下防止

策を講じること。

- ⑤表示用のPC等を別途設置する必要がある場合は、安定所担当者と打ち合わせの上、設置場所を決定し、盗難防止装置（ワイヤー等）を施すこと。

（４）音声スピーカー

- ①集合型表示器の呼出番号表示と連動して、呼出窓口名、呼出番号等を音声によりアナウンスすること。
- ②待合室全体に音声が届く出力であること。
- ③待合場所の着席位置の違いによる音量差を小さくするため、2方向以上に設置する等の対策を行うこと。
- ④音量調整機能付きであり、安定所職員が容易に操作できること。
- ⑤設置は天井又は柱の天井付近に固定することとし、強度を十分に考慮し、落下防止策を講じる等適切な設置を行うこと。

（５）窓口操作器（呼出端末）

- ①操作器は片手で持てる大きさと軽量なものであること。
- ②操作方法はタッチパネルであること。
- ③表示ディスプレイ部分は設定した複数の業務の受付番号や待ち人数が表示され、表示する業務は安定所職員が任意に変更できること。
- ④操作器は特定の窓口番号のみに使用を限定するものでなく、使用する窓口番号が任意に選択できること。
- ⑤いずれの操作器からも、同一系統の全ての業務の呼出・再呼出・取消処理ができること。
- ⑥接続方式は無線接続であること。
- ⑦盗難防止装置（ワイヤー等）が施されていること。
- ⑧操作器はバッテリー非搭載でACアダプターを介した給電を行うタイプであること。

（６）専用消耗品

機器の納品と同時に、発券機で使用する専用ロール紙（白色、約3万枚相当分）も併せて納品すること。

6 氷見公共職業安定所の機器仕様

（１）発券機（感熱式プリンタを含む）

- ①操作方法はタッチパネルであり、タッチパネルは20～22インチ程度であること。
- ②10業務以上に対応し、同一番号にて2枚以上の発券が可能であること。
- ③ディスプレイ部分には、各業務別にカード発券時点での待ち人数を表示できること。また、業務数や業務名称、バックグラウンド画面の変更などを任意に設定できる多機能表示のものであること。

- ④専用の感熱式プリンタと連動し、番号カードを発券できること。
(発券機と感熱式プリンタが一体化したものでも可)
- ⑤発券した番号カードには、受付番号(3桁以上)のほか、任意に設定した文章が印字できること。また、受付番号は1~999までの間において、業務ごとに開始番号を設定し、一定の番号に到達した時点でループするものであること。
- ⑥発券枚数、ディスプレイ表示、番号カードの印字内容を安定所職員で変更できること。
- ⑦各業務の発券日及び時間帯ごとの発券数を記録し、日報などのデータ集計機能を有すること。CSVなどの形式でデータ出力が可能なこと。
- ⑧接続方式は無線接続又は有線接続いずれも可とする。
- ⑨盗難防止装置(ワイヤー等)が施されていること。
- ⑩設置台は現在使用中の台をそのまま使用することを原則とするが、必要に応じて設置台を付属すること。転落防止、落下防止の措置を講じること。

(2) 小型発券機(感熱式プリンタを含む)

- ①操作方法はタッチパネルであり、タッチパネルは13~17インチ程度であること。

※上記以外は(1)発券機の仕様と同じ。

(3) 集合型表示器(天吊り)

- ①ディスプレイサイズは40インチ程度であり、集合型表示器の呼出番号表示と連動して、呼出窓口名、呼出番号等を音声によりアナウンスすること。また、音量調整機能付きであること。
- ②系統内の各発券機から発券される全ての業務の待ち人数等の一覧表示ができること。また、表示内容を任意に設定できる多機能表示のものであり、設定等は安定所職員が変更できること。
- ③系統内の窓口操作器からの番号呼出操作に連動して、どの受付番号がどの窓口呼び出されたのかを、一定時間大きく表示できること。
- ④設置は、天吊りとし、天井構造にあった工法により適切な設置を行い、落下防止策を講じること。
- ⑤表示用のPC等を別途設置する必要がある場合は、安定所担当者と打ち合わせの上、設置場所を決定し、盗難防止装置(ワイヤー等)を施すこと。

(4) 集合型表示器(壁掛け)

- ①ディスプレイサイズは40インチ程度で音声アナウンス無しであること。
- ②設置は、壁掛け(柱に固定)とし、強度を十分に考慮し、落下防止策を講じる等適切な設置を行うこと。

※上記以外は(3)集合型表示器(天吊り)の仕様と同じ。

(5) 窓口（個別）表示器

- ①表示器は両面表示タイプであること。（片面表示の機器を組合せたものでも可）
- ②前面には受付番号（3桁以上）及び窓口番号が同時に表示できること。
- ③背面には設定した業務の待ち人数が表示できること。
- ④窓口操作器での呼出操作に連動して、設定したブロックの窓口（個別）表示器から表示および音声による呼出が可能であること。
- ⑤音量調整機能付きであること。
- ⑥接続方式は無線接続又は有線接続いずれも可とする。
- ⑦設置は、窓口配置によるブロックごとに1台を設置し、ポールによる天吊りを基本とするが、クランプ金具等による机上ポール立ち上げを可とする。（ブロック分けについては、別紙「レイアウト図」のとおり。）
- ⑧天吊りの場合、設置場所は職員の指示に従い、別紙「レイアウト図」のとおり設置すること。
- ⑨設置の際は強度を十分に考慮し、適切な設置を行うこと。

(6) 窓口操作器（呼出端末）

- ①操作器は片手で持てる大きさと軽量なものであること。
- ②操作方法はタッチパネルであること。
- ③表示ディスプレイ部分は設定した複数の業務の受付番号や待ち人数が表示され、表示する業務は安定所職員が任意に変更できること。
- ④操作器は特定の窓口番号のみに使用を限定するものでなく、使用する窓口番号が任意に選択できること。
- ⑤いずれの操作器からも、同一系統の全ての業務の呼出・再呼出・取消処理ができること。
- ⑥接続方式は無線接続であること。
- ⑦盗難防止装置（ワイヤー等）が施されていること。なお、予備機2台については不要である。
- ⑧操作器はバッテリー非搭載でACアダプターを介した給電を行うタイプであること。

(7) 専用消耗品

機器の納品と同時に、発券機で使用する専用ロール紙（白色、1階・2階それぞれ約3万枚相当分）も併せて納品すること。

7 その他仕様

- (1) 調達する物品は新品であること。
- (2) 調達する物品がグリーン購入法に定める特定調達品目である場合は、グリーン購入法に適合する物品であること。
- (3) 設置に関して必要となるケーブル、付属機器等については、全て契約業者において準備することとし、全ての機器について据付、接続、配線、現地調整、ソフ

トウェアのインストール、導入時の設定作業等の付帯作業まで行い、発券機、表示器及び窓口操作器が連動し、窓口案内システムとして正常に稼動するよう適切に処置すること。

- (4) 設置にあたっては、ぐらつきや落下が生じないように、機器を金具等で適切に固定し、必要に応じて壁面補強や天井補強を適切に行うこと。また、耐震、盗難防止などの対策を講じること。
- (5) 無線接続による機器については、外部からの不正アクセスや通信内容が傍受されることのないよう、無線アクセスポイントと通信を行う機器間とのセキュリティ対策を十分に講じること。また、端末の操作に即座に反応するように通信速度を確保し、接続が不安定にならないよう適切な対策を講じること。併せて、来所者が使用する携帯端末や安定所内外の無線機器に障害を与えないように配慮すること。
- (6) 導入時の各種設定内容（業務数、表示・印字内容等）については、安定所担当者との打合せの上、決定すること。
- (7) 上記機器の設置場所は、別紙「レイアウト図」のとおり予定しているが、実際の設置場所については、変更になる可能性があることを了承すること。
- (8) 砺波所1階（2階小型発券機含む）及び氷見所1階・2階に設置された既存の窓口案内システムに係る機器類は、全て撤去することとし、業者において適法に廃棄処分すること。また、撤去後の床面、天井及び壁面などの修復も行うこと。（微小なネジ穴は除く。）
- (9) 庁舎レイアウト変更の必要が生じた場合に、機器の移設や発券機、窓口操作器等の追加に対応できること。

8 石綿含有建材事前調査

- (1) 契約業者は、石綿障害予防規則に基づき事前調査を実施し、施工前に石綿等使用の有無に係る「事前調査結果報告書」を発注者及び関係官署へ提出すること。
- (2) 書面及び目視調査の結果、石綿等の使用の有無が不明だった場合は、石綿等の使用の有無について分析調査を実施すること。
- (3) 書面及び目視調査、又は分析調査の結果、石綿等の使用が明らかとなった場合は、石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じた上で施工すること。
- (4) 見積金額には、事前調査費用のうち、書面及び目視調査費用を計上すること。なお、分析調査及び石綿等の除去に係る費用は、申し出に基づき、変更契約を行うものとする。

9 再委託

- (1) 契約業者は、委託業務の全部を第三者（契約業者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 契約業者は、再委託する場合には、別添契約条項に定めるとおり、発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

- (3) 契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとする。
- (4) その他詳細は、別添契約書条項に定めるとおりとする。

1 0 留意事項

- (1) 設置作業を行う際には、事前に安定所担当者と日程調整を要すること。なお、原則業務時間中は作業が困難なため、業務終了後（17時15分以降）、土曜日又は日曜日の作業となることを了承すること。
- (2) 契約業者は、作業が円滑に行われるよう、常に善良なる作業責任者を選任すること。作業にあたっては、作業責任者が細心の注意を払ってこれを行うこと。
- (3) 設置中は、適正な養生を施し、施設及び既設機器等の保全に努めるとともに、危険、火災、盗難等の事故防止には万全の注意を払い、事故回避のため十分な安全対策を講じること。
- (4) 導入後は窓口案内システム各機器の基本操作、設定変更方法、故障時の対応などの操作手順を記載したマニュアルを提供し、操作説明を十分に行うこと。
(安定所担当者の要望に応じて、関係職員に対する操作説明会等を行うこと。)
- (5) システム稼働初日において、技術員を午前8時30分から12時頃まで納入場所に常駐させ不具合等に備えること。
- (6) 全ての業務終了後、検査職員による検査を受けること。検査に合格後、発注者の会計機関である「官署支出官 富山労働局長」あて請求書を作成すること。官署支出官 富山労働局長は、適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。
- (7) 本契約で知り得た事項は、守秘義務を厳守し、情報漏えい防止対策に万全を期すこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、契約担当者と協議して決定すること。

1 1 アフターケア

- (1) 不具合発生時の窓口を契約業者に一本化することとし、1時間以内に初期対応ができる体制が確保されていること。（電話やリモート操作での対応可）
- (2) 電話対応等により不具合が解消しない場合は、発注者の指示により、当日又は翌開庁日までに技術員の派遣が可能であること。（開庁日は土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く平日）
- (3) 設置後、1年以内（但し、メーカー保証のある場合は当該保証期間）に使用者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、機器等に不具合が生じた場合は、原因を調査するとともに無償で修理又は交換を行うこと。また、1年経過後でも機器等に不具合が生じた場合は、誠意を持って早急に対応ができる体制を確保すること。

1 2 その他

- (1) 入札に参加を希望する場合は、必ず事前に納入場所の現地調査を行い、電源の確保や配線処理及び機器の設置方法の確認を行うこと。なお、現地調査の際は、下記、契約担当者へ事前に連絡し、日程調整を行うこと。
- (2) 現地調査の不足による場合も、入札書を提出した後においては、不知又は不明を理由とした異議申立ては受け付けない。
- (3) 入札金額には、搬入設置、設定、調整、既存機器の撤去等、当該契約を履行する上で要する一切の費用を含めること。

(契約担当者)

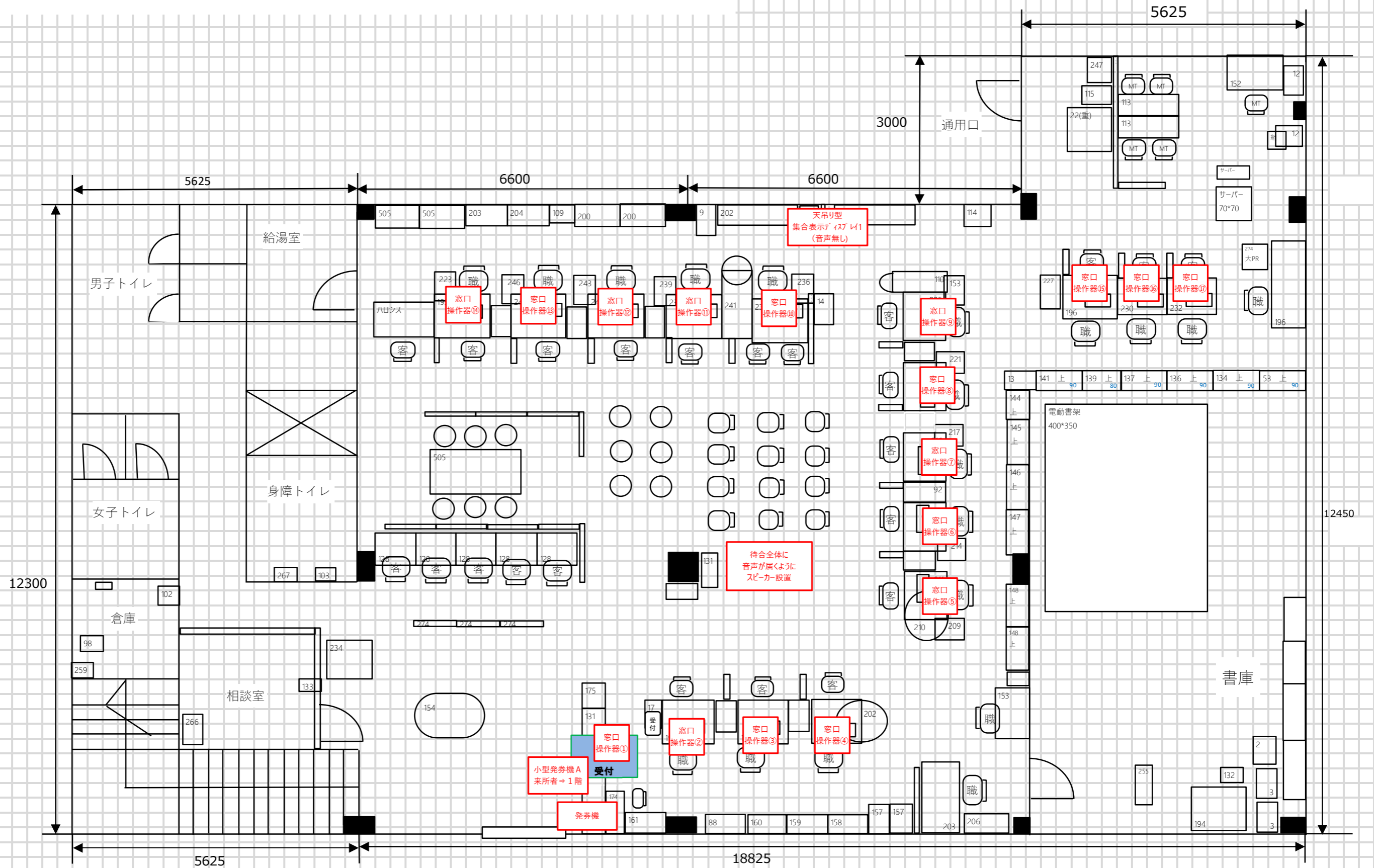
富山労働局総務部総務課 会計第一係 桑名

〒930-8509

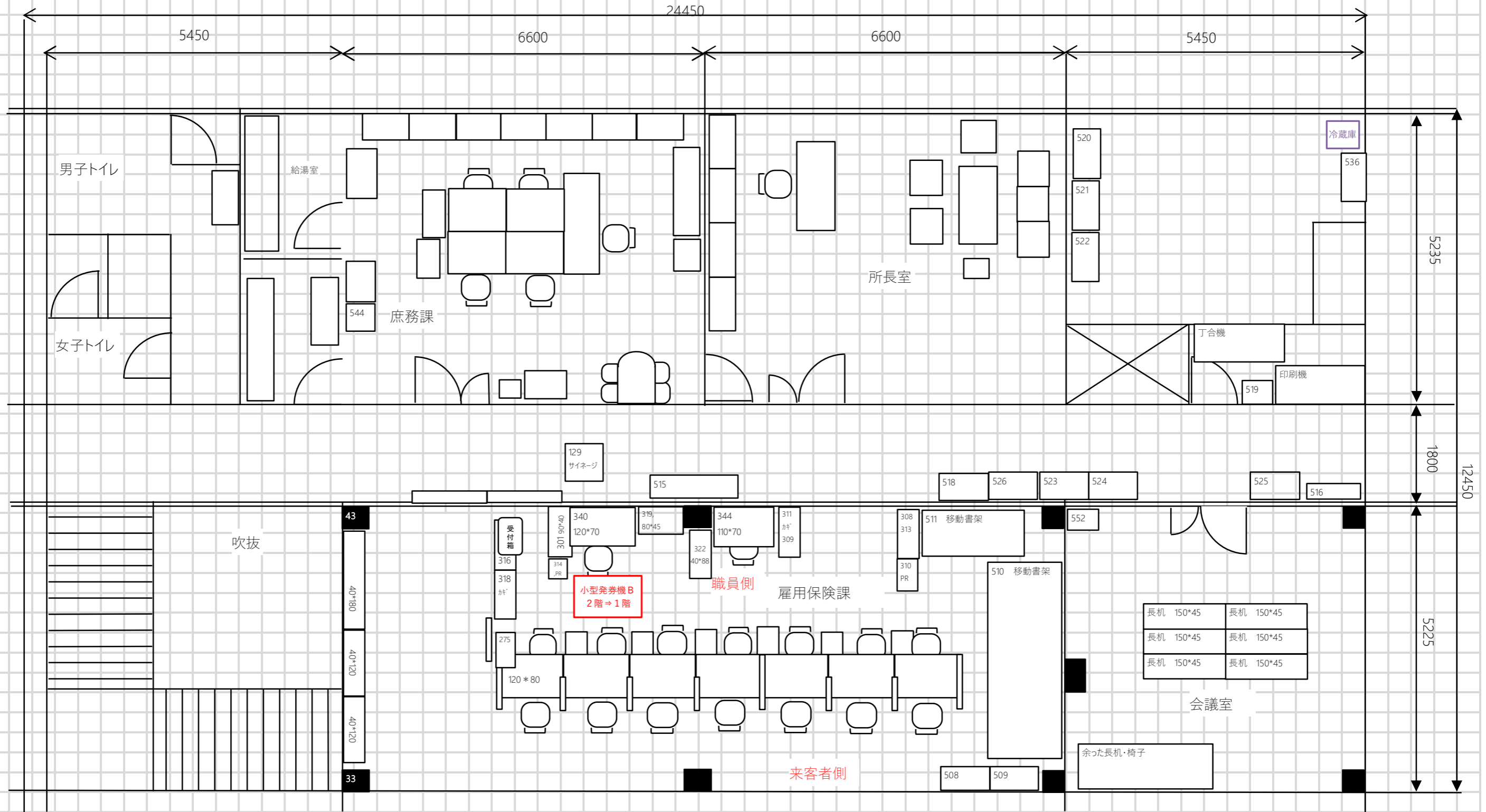
富山市神通本町1丁目5-5 富山労働総合庁舎5階

電話：076-432-2727 FAX：076-432-6471

砺波所レイアウト 1階 窓口案内システム配置図(案)

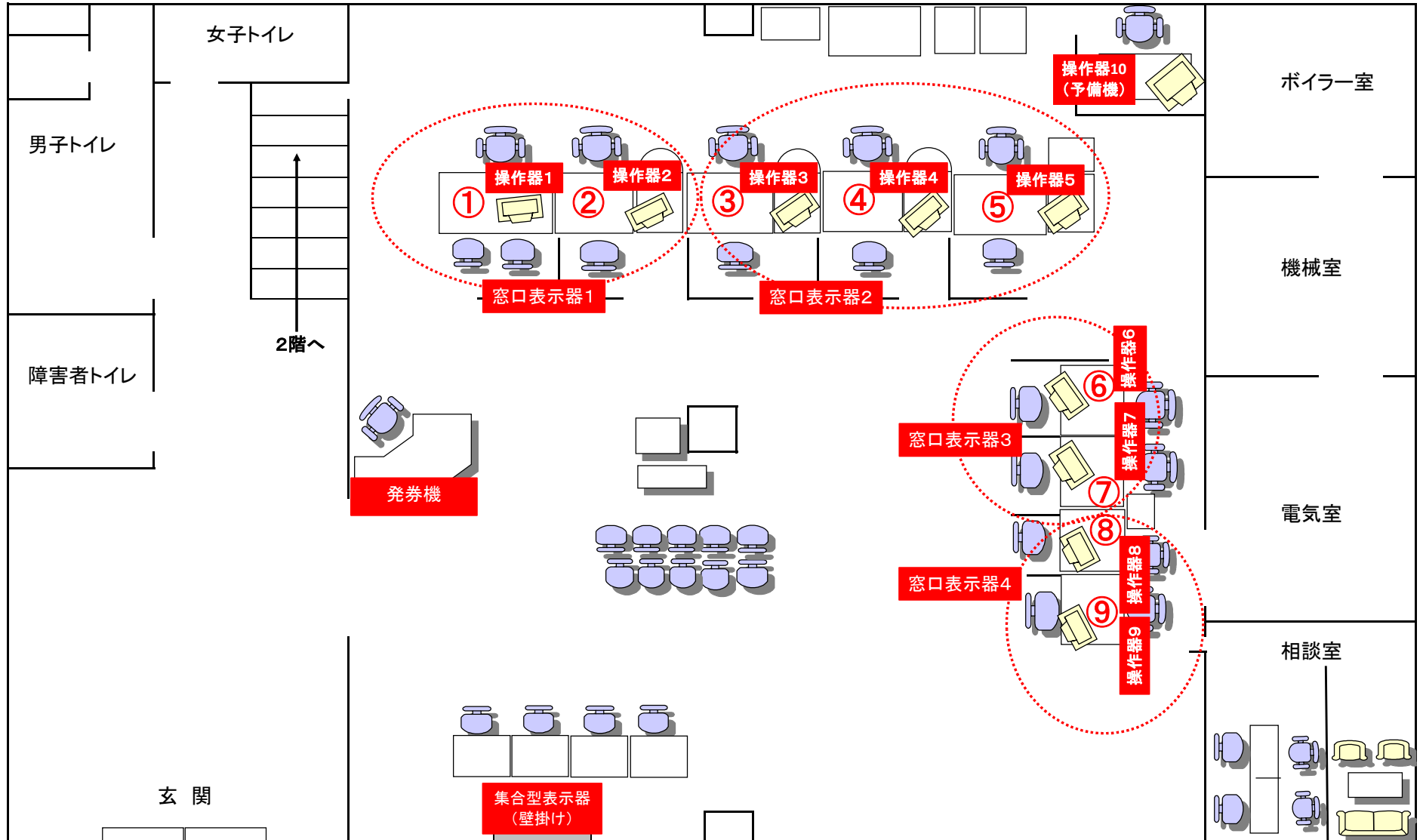


砺波所レイアウト 2階



氷見所1F 窓口案内システムレイアウト図

1 階



2 階

